

積立定期預金（自由積立）【個人向け】

(令和5年4月24日現在)

1. 商品名	積立定期預金（自由積立）
2. ご利用いただける方	個人のお客さま
3. 期間	1年以上20年以内（1か月単位）
4. お預入れ方法 (1)お預入れ方法	a. 定額積立月（毎月または2か月毎）のお客様が希望する指定日に、自動振替によりお預入れできます。 b. 特定月のお客様が希望する指定日に、自動振替によりお預入れできます。 c. 臨時に、窓口来店・ATM・個人向けインターネットバンキング「With You Net」において現金または振替によりお預入れできます。
(2) 1回あたりお預入れ金額	a. 定額積立金額 1,000円以上 300万円未満 b. 特定月積立金額（年2回） 10,000円以上 300万円未満 c. 臨時積立金額 1,000円以上 300万円未満
(3) 1回あたりお預入れ単位	a. 定額積立金額 1,000円単位 b. 特定月積立金額（年2回） 1,000円単位 c. 臨時積立金額 1円単位
5. 払戻方法	一部支払できます。 ※自動振替口座へご入金いたします。
6. 利息 (1) 利息計算の基礎	a. 預入1回ごとに独立した定期預金として、預入日（または継続日）から目標日までの期間に応じて、次のとおりお預りいたします。 (a) 預入日（または継続日）から目標日までの期間が4年以上ある場合 ……3年後の応当日を最長預入期限とするひめぎん期日指定定期預金 (b) 預入日（または継続日）から目標日までの期間が3年を超え4年未満の場合 ……期間1年のスーパー定期預金 (c) 預入日（または継続日）から目標日までの期間が1年以上3年以下の場合 ……目標日を満期日とするひめぎん期日指定定期預金 (d) 預入日（または継続日）から目標日までの期間が1か月以上1年未満の場合 ……目標日を満期日とするスーパー定期預金 b. 3年後の応答日を最長預入期限とするひめぎん期日指定定期預金および期間1年のスーパー定期は、最長預入期限および満期日にその元利合計額をもって、前記a. による定期預金として継続します。
(2) 利息計算	a. 利息はお預入れ日（継続をした時はその継続日）から満期日の前日までの期間について、お預入れ日（継続をした時はその継続日）現在における店頭表示の預金利率表記載の定期預金利率により計算します。 b. ひめぎん期日指定定期預金の利息計算について 1年複利の方法で計算し、期間に応じて、次のとおりお取り扱いいたします。 (a) お預入れ日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合 ……1年定期預金利率 (b) お預入れ日から満期日までの期間が2年以上の場合 ……2年定期預金利率

(4-1)

積立定期預金（自由積立）【個人向け】

(3) 支払頻度 (4) 計算方法	満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。															
7. 手数料	—															
8. 税区分	マル優または分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%）となります。 ※分離課税の場合、平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されています。															
9. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、次のお預入れ期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 なお、算出した中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。</p> <p>【期日指定定期運用分】 1年毎に複利計算を行います。</p> <table border="1"> <tr> <th>お預入れ期間</th> <th>解約利率</th> </tr> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> </table> <p>【スーパー定期運用分】 次のA、Bの低い方とします。 なお、A、Bで算出した利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。</p> <table border="1"> <tr> <th>経過期間</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> <tr> <td>6か月未満</td> <td colspan="2">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>預入ごとの利率×50%</td> <td>経過期間に該当する期間の約定利率×95%</td> </tr> </table>	お預入れ期間	解約利率	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×40%	経過期間	A	B	6か月未満	解約日における普通預金利率		6か月以上1年未満	預入ごとの利率×50%	経過期間に該当する期間の約定利率×95%
お預入れ期間	解約利率															
6か月未満	解約日の普通預金利率															
6か月以上1年未満	約定利率×40%															
経過期間	A	B														
6か月未満	解約日における普通預金利率															
6か月以上1年未満	預入ごとの利率×50%	経過期間に該当する期間の約定利率×95%														
10. その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。															
11. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。															
12. 苦情受付窓口	<p>営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ● 受付時間：午前9時～午後5時 															

【全国銀行協会相談室】



インターネット
0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時

積立定期預金（自由積立）【法人向け】

(令和5年4月24日現在)

1. 商品名	積立定期預金（自由積立）
2. ご利用いただける方	法人のお客さま
3. 期間	1年以上20年以内（1か月単位）
4. お預入れ方法 (1)お預入れ方法	a. 定額積立月（毎月または2か月毎）のお客様が希望する指定日に、自動振替によりお預入れできます。 b. 特定月のお客様が希望する指定日に、自動振替によりお預入れできます。 c. 臨時に、窓口来店およびATMにおいて現金または振替によりお預入れできます。
(2) 1回あたりお預入れ金額	a. 定額積立金額 1,000円以上 1,000万円未満 b. 特定月積立金額（年2回） 10,000円以上 1,000万円未満 c. 臨時積立金額 1,000円以上 1,000万円未満
(3) 1回あたりお預入れ単位	a. 定額積立金額 1,000円単位 b. 特定月積立金額（年2回） 1,000円単位 c. 臨時積立金額 1円単位
5. 払戻方法	一部支払できます。 ※自動振替口座へご入金いたします。
6. 利息 (1)利息計算の基礎	a. お預入れ1回ごとに独立した定期預金として、お預入れ日（または継続日）から目標日までの期間に応じて、次のとおりお預りいたします。 (a)お預入れ日（または継続日）から目標日までの期間が2年3か月以上の場合 ……期間2年のスーパー定期 (b)お預入れ日（または継続日）から目標日までの期間が2年を超え2年3か月未満の場合 ……期間1年のスーパー定期 (c)お預入れ日（または継続日）から目標日までの期間が1か月以上2年以下の場合 ……目標日を満期日とするスーパー定期 b. 期間2年のスーパー定期および期間1年のスーパー定期は、満期日にその元利合計額をもって、前記a. による定期預金として自動継続いたします。 c. 継続を停止する場合は、満期日（継続した時はその満期日）までに当行へお申し出下さい。継続停止のお申し出のあった時は、満期日以後にお支払いいたします。 d. 預金の満期日は変更できません。
(2)利息計算	a. 利息はお預入れ日（継続をした時はその継続日）から満期日の前日までの期間について、お預入れ日（継続をした時はその継続日）現在における店頭表示の預金利率表記載の定期預金利率により計算します。 b. 2年定期預金の利息計算について (a)お預入れ日（または継続日）から1年後の応当日（以下「中間利払日」という）に、お預入れ日現在の中間払利率によって中間利払額を利息の一部としてお支払いし、中間利払日に1年定期預金（以下「中間利息定期預金」という）とします。 (b)中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期利息」という）は、満期日に2年定期預金および中間利息定期預金の元利金と合計して継続します。

(4-3)

積立定期預金（自由積立）【法人向け】

(3) 支払頻度 (4) 計算方法	満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。											
7. 手数料	—											
8. 税区分	法人課税となります。											
9. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ただし中間利息が支払われている場合には、その中間利息額と精算します。</p> <p>【中途解約利率】 次のA、Bの低い方とします。 なお、A、Bで算出した利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過期間</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td colspan="2">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>預入ごとの利率×50%</td> <td rowspan="2">経過期間に該当する期間×95%の約定利率</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>預入ごとの利率×70%</td> </tr> </tbody> </table>	経過期間	A	B	6か月未満	解約日における普通預金利率		6か月以上1年未満	預入ごとの利率×50%	経過期間に該当する期間×95%の約定利率	1年以上	預入ごとの利率×70%
経過期間	A	B										
6か月未満	解約日における普通預金利率											
6か月以上1年未満	預入ごとの利率×50%	経過期間に該当する期間×95%の約定利率										
1年以上	預入ごとの利率×70%											
10. その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。											
11. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。											
12. 苦情受付窓口	<p>営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ● 受付時間：午前9時～午後5時 											

【全国銀行協会相談室】



0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時